

2022年7月

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、毎月のお支払いサイクルの変更等に伴い、2022年11月1日より、会員規約を下記のとおり改定いたします。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1章 一般条項</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (カードの貸与)</p> <p>(略)</p> <p>2 会員は、カードが貸与されたときは<u>直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとします。なお、カードの署名欄に署名がされていない場合は、カードはご利用いただけません。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8条 (利用可能枠)</p> <p>(略)</p> <p>3 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、本人会員に、利用可能枠を超えた金額を一括</p>	<p>第1章 一般条項</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (カードの貸与)</p> <p>(略)</p> <p>2 会員は、カードが貸与されたときは善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとします。<u>なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8条 (利用可能枠)</p> <p>(略)</p> <p>3 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、本人会員に、利用可能枠を超えた金額を一括</p>

して直ちにお支払いいただきます。

(略)

第10条 (お支払い)

1 第25条及び第26条に定めるカードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)並びに第33条及び第34条に定めるカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、毎月月末に締め切り、本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座(原則として、本人名義の口座に限ります。以下同じ。)から、口座振替の方法により、締切日の翌々月4日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法により又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。この場合の振込手数料等は、本人会員が負担するものとします。

(略)

第17条 (退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

(略)

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の

して直ちにお支払いいただきます。なお、会員は、利用可能枠を超えたご利用について、第26条に定める1回払いを指定したものと同等に取り扱われることを承認します。

(略)

第10条 (お支払い)

1 第25条及び第26条に定めるカードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)並びに第33条及び第34条に定めるカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、毎月5日に締め切り、本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座(原則として、本人名義の口座に限ります。以下同じ。)から、口座振替の方法により、締切日の翌月4日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法により又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。この場合の振込手数料等は、本人会員が負担するものとします。

(略)

第17条 (退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

(略)

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の

家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(略)

第18条(期限の利益喪失)

1 本人会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。ただし、(1)に該当した場合にはカードショッピング利用の債務、(2)に該当した場合にはカードキャッシング利用の債務にそれぞれ限ります。

(略)

2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。

(略)

第2章 カードショッピング条項

第25条(カードショッピングの利用)

1 会員は、カードを提示し、所定の伝票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジッ

家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも直ちに支払義務を負うものとします。

(略)

第18条(期限の利益喪失)

1 本人会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対する一切の債務の全額をお支払いいただきます。ただし、(1)に該当した場合にはカードショッピング利用の債務、(2)に該当した場合にはカードキャッシング利用の債務にそれぞれ限ります。

(略)

2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに当社に対する一切の債務の全額をお支払いいただきます。

(略)

第2章 カードショッピング条項

第25条(カードショッピングの利用)

1 会員は、カードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の伝票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、当社と契約し

トカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下「Visa」といいます。）、マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド（以下「マスターカード社」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関又は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること、及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。

(略)

6 本人会員は、前項の債権譲渡の目的となる債権に関して、当社に対して有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他の一切の抗弁（第32条に定める支払停止の抗弁を除く。）を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。

(略)

8 会員は、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は、当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

(略)

第26条（カードショッピングの支払い）

(略)

【お支払コース】

ている加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下「Visa」といいます。）、マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド（以下「マスターカード社」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関又は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること、及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。

(略)

6 本人会員は、前項の債権譲渡の目的となる債権に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他の一切の抗弁（第32条に定める支払停止の抗弁を除く。）を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。

(略)

8 会員は、当社が適当と認めた加盟店においては、所定の手続きを行うことにより、暗証番号の入力もしくは署名を省略すること又はカードの提示に代えて、当社の指定する方法に従いカード情報を通知すること等によりカードショッピングが利用できます。

(略)

第26条（カードショッピングの支払い）

(略)

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円～600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,001円～800,000円	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円
以後増加額 20万円まで毎に	10,000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

【お支払例】

10,000円コース、8月 1日から 8月 31日までに 42,500円ご利用の場合

*初回（10月4日）弁済金のお支払い（ご利用残高 42,500円）

- (1) 手数料 0円（初回無料）
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 32,500円（42,500円－10,000円）

*2回目（11月4日）弁済金のお支払い（ご利用残高 32,500円）

- (1) 手数料 357円（32,500円×1.1%）
- (2) お支払い元金 9,643円（10,000円－357円）
- (3) 弁済金 10,000円

残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円～600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,001円～800,000円	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円
以後増加額 20万円まで毎に	10,000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

【お支払例】

10,000円コース、8月 6日から 9月 5日までに 42,500円ご利用の場合

*初回（10月4日）弁済金のお支払い（ご利用残高 42,500円）

- (1) 手数料 0円（初回無料）
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 32,500円（42,500円－10,000円）

*2回目（11月4日）弁済金のお支払い（ご利用残高 32,500円）

- (1) 手数料 357円（32,500円×1.1%）
- (2) お支払い元金 9,643円（10,000円－357円）
- (3) 弁済金 10,000円

(4) お支払い後残高 22,857 円 (32,500 円－9,643 円)

(略)

第 29 条 (遅延損害金)

- 1 本人会員が、第 18 条に基づいて期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金額に対し、法定利率 (リボルビング払いの場合は年 14.6%) により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- 2 本人会員が、前項に定める場合を除き、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年 14.6%により計算した額又は当該支払金 (リボルビング払いに係るものは除く。) の残金額に対し法定利率により計算した額のいずれか低い方の遅延損害金をお支払いいただきます。

(新設)

- 3 本人会員が、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年 14.6%により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

(略)

第 3 章 カードキャッシング条項

第 34 条 (カードキャッシングの支払い)

(4) お支払い後残高 22,857 円 (32,500 円－9,643 円)

(略)

第 29 条 (遅延損害金)

- 1 本人会員が、1 回払い又はリボルビング払いのカードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年 14.6%により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- 2 本人会員が、前項に定める種類の支払い以外のカードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、法定利率により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

- 3 本人会員が、第 18 条に基づいて期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金額に対し、第 1 項及び第 2 項の規定により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

- 4 本人会員が、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年 14.6%により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

(略)

第 3 章 カードキャッシング条項

第 34 条 (カードキャッシングの支払い)

(略)

【お支払コース】

<u>ご請求時の残高</u>	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払例】

10,000円コース、8月1日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 64日(8月2日～10月4日)
- (2) 利息 1,578円(50,000円×18.0%×64日÷365日=1,578円 [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円(10,000円-1,578円=8,422円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,578円(50,000円-8,422円=41,578円)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 635円(41,578円×18.0%×31日÷365日=635円 [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 9,365円(10,000円-635円=9,365円)

(略)

【お支払コース】

残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払例】

10,000円コース、8月6日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 59日(8月7日～10月4日)
- (2) 利息 1,454円(50,000円×18.0%×59日÷365日=1,454円 [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,546円(10,000円-1,454円=8,546円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,454円(50,000円-8,546円=41,454円)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,454円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 633円(41,454円×18.0%×31日÷365日=633円 [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 9,367円(10,000円-633円=9,367円)

(4) 弁済金 10,000 円	(4) 弁済金 10,000 円
(5) お支払い後残高 32, <u>213</u> 円 (41, <u>578</u> 円 - 9, 365 円 = 32, <u>213</u> 円)	(5) お支払い後残高 32, <u>087</u> 円 (41, <u>454</u> 円 - 9, 367 円 = 32, <u>087</u> 円)

以 上